

環自野発第 25092514 号
令和 7 年 9 月 25 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

野生生物行政の推進につきまして、平素より協力を賜り感謝いたします。

近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザが蔓延しております。令和 6～7 年シーズンは国内においてこれまでで 2 番目に早い 9 月 30 日に北海道の野鳥のハヤブサで確認されて以降、野鳥で 1 道 18 県 227 事例、野生の哺乳類で 1 道 5 事例、家きんで 1 道 13 県 51 事例が発生し、これまでで最も遅い 7 月 15 日まで野鳥監視重点区域を設定しました。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種（希少種）に指定されているウミガラスを含むウミスズメ科鳥類、アビ科鳥類などの海鳥、ゼニガタアザラシなどの海棲哺乳類において国内で初めて感染が確認され、タンチョウ、オジロワシ、オオワシなどの希少種でも継続して感染が確認されるなど、生物多様性保全上のリスクも高まっています。こうした傾向は、欧米を始め、世界的に継続していることから、我が国においても、このような状況が継続することを前提にした高病原性鳥インフルエンザ対応の体制を確保する必要があります。

このような状況を踏まえ、今般、別添のとおり各都道府県宛に通知しましたので、貴団体におかれましても了知されるとともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき配慮をいただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担当者名：河邊、堀内

TEL：03-5521-8285

Mail：KEN_KAWABE@env.go.jp

SEIYA_HORIUCHI@env.go.jp

写

環自野発第 25092514 号

令和 7 年 9 月 25 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局 野生生物課長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

鳥獣保護管理行政の推進につきまして、平素より御協力を賜り感謝申し上げます。

近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザが蔓延しております。令和 6～7 年シーズンは国内においてこれまでで 2 番目に早い 9 月 30 日に北海道の野鳥のハヤブサで確認されて以降、野鳥で 1 道 18 県 227 事例、野生の哺乳類で 1 道 5 事例、家きんで 1 道 13 県 51 事例が発生し、これまでで最も遅い 7 月 15 日まで野鳥監視重点区域を設定しました。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種（希少種）に指定されているウミガラスを含むウミスズメ科鳥類、アビ科鳥類などの海鳥、ゼニガタアザラシなどの海棲哺乳類において国内で初めて感染が確認され、タンチョウ、オジロワシ、オオワシなどの希少種でも継続して感染が確認されるなど、生物多様性保全上のリスクも高まっています。こうした傾向は、欧米を始め、世界的に継続していることから、我が国においても、このような状況が継続することを前提にした高病原性鳥インフルエンザ対応の体制を確保する必要があります。

つきましては、事前にお伝えしているとおり、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下、「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、ガンカモ類等の渡り鳥の飛来が始まる 9 月から、下記の事項について、一層の御協力をお願いいたします。

また、農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について先般協力依頼がありましたので、了知の上、適切に対応していただきますよう、よろしくお願いします。

記

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を把握するため、死亡野鳥等調査を適切に実施すること。特に、ウイルスの早期発見を目的として、対応技術マニュアルにおいて、9 月 1 日～10 月 31 日の期間を「早期警戒期間」と位置付け、死亡野鳥等調査を強化していることから、御協力をお願いしたい。

なお、送付いただいた検体より得られたデータについては、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生状況の分析に使用するほか、環境省が必要と認めた調査研究に検体等を使用することがある。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生に備えた体制整備について

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

また、対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担の下実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

3. 感染予防対策について

鳥インフルエンザは、海外においては家きんとの濃厚接触が原因と考えられる人への感染事例が報告されている。日本において人が発症した事例は確認されていないが、調査の実施に当たっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。

<本件連絡先>

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

担当者名：河邊、堀内

TEL：03-5521-8285

Mail：KEN_KAWABE @env.go.jp

SEIYA_HORIUCHI@env.go.jp